

平成28年度財政援助団体等監査における指摘事項及び改善策について

NO.	指 摘 事 項	改 善 策
(1)	<p>【集落転作実践地区育成事業補助金について】</p> <p>団体代表者、会計責任者、及び本監査に関する担当者が書類上同一人物になっている部分が見受けられた。適正な事務処理となるよう指摘する。</p> <p>また、研修において転作や農業とは関係のない場所への視察が見受けられたうに、報告書の事業内容に詳細な記載がないなど不備も多い。今後は、農業政策の課題・取り組み等を見極め、担当課・JA等と十分な協議を踏まえ研修先を決定するよう指摘する。</p>	<p>集落転作実践委員会の代表者が集まる集落転作実践委員長会議にて、適正な監査体制にするように委員長に周知します。</p> <p>また、集落転作実践委員会の視察については、補助金の目的と乖離することがないように、視察研修前に農業政策課へ行程表を提出させ、視察内容について審査し、適正な視察を行うよう引き続き指導します。</p>
(2)	<p>【東海村病害虫防除補助金について】</p> <p>補助金を出しているうえで、当該業務の事務を村が執り行っている状態は適切な運営とは言いがたい。早急に関係団体と協議をおこない、事務の移管を含めて検討するよう指摘する。</p>	<p>病害虫防除協議会事務による自主的な事業実施の可能性について、課題を整理し、協議を行ってまいります。</p>